

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

鈴鹿市長 **末松 則子**

鈴鹿市条例第 1 6 号

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 5 年鈴鹿市条例第 2 5 号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
改める。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の 2 の 8 第 1 項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の 2 の 9 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の 5 第 1 項第 1 号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げ	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の 2 の 7 第 1 項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の 2 の 8 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の 4 第 1 項第 1 号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げ

る市長等の区分に応じ、当該各号に定める 数を乗じて得た額を控除して得た額について 免れさせる。 (1)～(4) 略	る市長等の区分に応じ、当該各号に定める 数を乗じて得た額を控除して得た額について 免れさせる。 (1)～(4) 略
--	--

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。